

心理コーディネーターになるために Vol.16

山下桂永子

☆教育相談記録の保管

ある年度の初め、書類の廃棄について行政職事務のAさんからのお知らせがあった。教育センターの書類について、1か月ほど先の日程で、焼却処分することができるのでそれまでにまとめておいて欲しいとのこと。焼却処分と言っても、業者に引き渡すのではなく、それぞれの課の管理職が焼却炉に同行し、直接焼却炉に書類が入った段ボールを箱ごと放り込むのを見守るので、個人情報をもれる心配はないとのことだった。



それはありがたい。教育相談の記録は個人情報の塊である。20年ほど前に私がこの仕事についたときは一部手書きだった記録も今や紙に印刷されて増え続け、倉庫に保管されている。毎年紙の書類が増え続けるのでこの数年ほどは相談記録が入れられた小さな倉庫の容量が限界を迎えていた。棚に収まりきらない書類が段ボールに入れられ、倉庫にうずたかく積まれ、下の方の段ボールは重みに耐えかねてひしゃげている。

数年前に一度その下の方の段ボールを引っ張り出して埃だらけの古い記録をシュレッダーにかけて少し減らしたことはあるが、一日中シュレッダーをかけても処分できるのは1箱程度で、労力がかかってしまうのと、そのうちシュレッダーが悲鳴をあげて変な音が出たので、数年分を処分して諦めてしまっていた。



段ボールごと焼却できるの？それはいい。これで少しは記録が大量に押し込まれている小さな倉庫の容量も増えるというもの。そもそもそんな制度があったならばよ言わんかいという思いもあったので、Aさんに聞いてみると、市役所の方では普通に毎年通達があり、規定年数の超えた個人情報処分されているが、教育センターではどうやらあまり認知されていなかったらしい。去年までは市役所で勤めておられたAさんが、今年はきちんと教育相談にも情報を伝えてくれたということだった。さすがAさん、市役所で大変な行政のやりとり

や膨大な書類に揉まれておられただけある。非常勤の相談員にまで情報が丁寧に伝わるようにいつも工夫してくださっているなあと感激しつつ、なるほど、そりゃ役所こそ市民の個人情報の集まる場所なわけで、このご時世、そのあたりちゃんとしてるよねと思った。

しかし、市役所とは別の場所にはあるけれど、ここも教育委員会の一部署で、れっきとした公的機関なわけで、これまでそのあたり誰も触れてこなかったけれど、教育相談記録をいつまで残し、どういう方法で処分していくのかちゃんと決めておかないといけないよなあ。というわけで相談記録の処分について検討してみることにした。



☆記録の保管期間

まず記録の保存期間と言うものは法で定められている。調べてみると、基本的には行政にしろ、医療にしろ、記録の保存期間は5年であるらしい。「えー、5年はさすがに短くないですかね？」という意見が相談員の先生方からも出る。それはそうだ。教育センターが教育相談で関わっている児童生徒の対象年齢は3歳半から義務教育終了までである。期間はざっと12年ほど。教育

相談に関わる子どもやその保護者の中には5年以上通っている子なんてざらにいる。就学前に通って、一度相談を終了してまた数年後に相談に来る子もそこそこいる。福祉サービスの申請のために10年以上前に取った検査結果が欲しいという方の問い合わせがあったり、中には教育センターに通っていた子が、10数年後に保護者としてやってくるなんて感慨深いこともたまにあるわけで。となると10年？20年？永年？いやそりゃ無理だ。うーん、難しい。相談員の先生方とも話し合いながらいろいろなシチュエーションを想定するが、なかなか結論は出なかった。

☆教育相談記録の機能と必要な時

そもそも教育センターの教育相談の記録は特に形式があるわけではない。20年以上前の半分手書きの時代は記録用紙というのがあって、それに記入するスタイルもあったと思うが、その時代のことを知っている相談員は私も含めてもう3名ほどしかいない。今は、1つのケースについて、親担当、子担当がそれぞれ大きな茶封筒の中に記録とそれに関わる書類を納め、相談が続いている間は、過去の書類の倉庫とは別のすぐに取り出せる倉庫の自分のキャビネットに入れて保管している。しかし、教育相談の担当は年

度ごとに交代する場合もあるので、自分だけの記録や書類というよりは、次の担当が困らないようにある程度は引継ぎ書類としての機能は必要である。

形式は決められていないということは公文書ではないし、最低5年で処分しても法的には問題ないにせよ、引継ぎ書類としての機能や10年経ってもその記録が必要になるときはくることを考えると、永久保存とはいかないにせよ、ある程度は保存しておくのが保険でもあり、無難でもあるだろう。

☆あいまいな結論

結局、結論としては、小さな小部屋の倉庫の容量と今後の書類が増えていく見通しなど、相談員の方々と話し合い、「と、とりあえず、30年ぐらいにしましょか。そこまでの記録は処分てことで。。。それで段ボールが4つ減るから積みあがってるのが崩れてくることもなくなるし。。。」という、なんともはっきりとしないような形にはなった。しかもそのまま段ボールを捨てられるわけではなく、処分するにも手続きが必要であったので結局は埃のかぶった段ボールを虫におびえながら開けて、古い書類からクリップを外したりする作業に、相談員数人で数日かかることになってしまった。

正直この結論が合っているのか間違っているのかもわからない。もし間違っていたら、そしてそれが問題になることがあれば、たぶんどこから上司、上司から私に意見があるのだろうけれど、そうなったらこの結論の責任について受け取め、この結論に至るまでの教育相談ならではの事情や経緯を説明していくしかないし、それが私の役割だと思っている。

